

平成25年度第1回池田町入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成25年7月2日(火) 池田町役場3階東会議室	
委員	金山紀久(帯広畜産大学副学長)、鈴木茂雄(弁護士)、竹川博之(公認会計士) (五十音順)	
町関係者(事務局他)	勝井勝丸(町長)、久野正(副町長)、企画財政課;菅原文勝(課長)、安井美裕(主幹)、砂原典孝(契約経理係長)建設課;角谷伸次(課長)、長谷川愛二郎(建築係長)、川村博之(同主査)、佐々木康典(土木係長)、西部誠広(同主任)、上下水道課;青山斉(課長)、畠中康行(施設係長)	
審議対象期間	平成24年10月1日~平成25年3月31日	
議事	(1) 町が発注した工事及びこれに関連する委託業務に関し、入札及び契約手続の運用状況等について報告 (2) 町が発注した工事等のうち、委員会が抽出したのものに関し、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯、随意契約とした理由及び経緯等の審議 (3) 町が発注する工事等に係る入札契約制度の適正化に関する事項について、審議 (4) 工事等の入札及び契約手続並びに指名停止等の措置に係る再苦情の審議 (5) 談合情報の審議等	
委員からの意見・質問、それに対する回答等		
	意見・質問	回 答
議事(○質問、●意見・要望)		
(1) ○期間中5件の工事で辞退があったが、理由は報告されているのか。 ●本委員会の資料の金額欄を税抜きで統一してほしい。	・辞退をする場合、理由を報告することとしていない。	
(2) ①[川合東36号線他舗装補修工事] ○予定価格については、いつ公表をしていたのか、現在はどのようにしているのか。 ○最低制限価格は、いつ公表しているのか、算定方式はどのようにしているのか。 ○設計変更を行うにあたっては、入札の公平性を担保するため、制度上、チェックシステムが設けられているのか。	・この時点では事前公表としていた。今年度から事後公表としている。 ・契約締結後公表している。算定方法は、広く公表しているので業者は把握している。 ・要綱上、拡大設計変更は、請負金額で3割を超えない、1500万円以内としている。それを超える場合は、町長の承認決裁を受けるなど	

<p>○本工事において、設計変更の上申書は、どのタイミングで提出したのか。</p> <p>○概数発注における設計変更は、特に留意するようにしているか。</p> <p>●本委員会の中で、30%を超える契約変更については、町が発注した工事の入札及び契約手続の運用状況等の中で別途報告して欲しい。</p> <p>○指名選考において、「受注実績を有すること」を選考理由としているが、どの程度の期間の実績か。</p> <p>②[9丁目団地公営住宅外構工事]</p> <p>○辞退が3者あり、指名業者はいずれも町内業者のみで、落札率が高い。結果だけを見ると公平性が担保されているとは言えないのではないか。辞退理由の報告義務がなくても実態は把握しているのか、いないのか</p> <p>●辞退理由を聞くと理解できる。入札の公平性、透明性を確保するためには、何らかそういった特殊事情であっても、公表しないまでも明らかにする（残せる）必要があるのではないか。</p> <p>●特殊事情で辞退が増えると、総合評価方式を導入せず、価格のみで落札者を決定すると必然的に落札率の上昇につながる。特効薬はないかもしれないが、発注者として問題意識を持って業務にあたって欲しい。</p> <p>○業者指名において、町内業者と町外業者の優先順位などは設けているのか</p> <p>●町内業者優先の姿勢は理解できるが、辞退数が多い時期などは、指名の拡大なども検討する必要があるのではないのか</p> <p>○工事費の予算額が残ったものは別工事などに利用されるのか</p>	<p>恣意的な設計変更が行われないように留意している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、概数発注としていた。具体的には、工事請負業者が舗装の平均厚の調査を終え、概数の確定を踏まえて、上申書を提出している。 ・概数発注の事務取扱要領を作成し、恣意的な発注にならないようにしている。 <p>・ほぼ5年程度の実績による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告義務は設けていないが、口頭で辞退理由は確認している。昨年8月以後、農業土木関連工事の急増により、オペレーターの不足や資材の調達が困難になるなど、業者が受注できない事情が発生していた。 ・指名競争入札参加者選定基準において、契約の適正な履行を確保できる範囲内において、町内業者の育成に努めるものとするとしており、町内業者が優先的に指名されている。 ・事業別予算としているので、このケースの場合は、他の工事に利用するとはならない。総額が大きな枠組みで見ている事業では他の工
--	--

<p>●過度に事業費を増やす必要はないが、公共工事の一つの使命として、その事業費を地域に循環させることが望ましいと考える。</p> <p>③[池田町総合体育館非常用発電機更新工事] ・特になし</p> <p>④[池田町下水道管理センター1号機脱水機・カバー修繕工事] ○十勝管内で同種の工事を施工できる場所はなかったのか。</p> <p>○池田町財務規則で原則2人以上から見積書を徴することになっており、ただし書きで2人以上の者から見積書を徴することが出来ない場合は、1人の者から見積書を徴することができる。出来るか、出来ないかは、やってみなければわからない。本件は、財務規則のただし書きが該当しないケースではないか。</p>	<p>事に利用される場合もある。</p> <p>・国庫補助事業として同じ場所に設置されている2号機の更新工事が行われていたため、経費的に1者で進めた。別業者でも可能ではあった。</p> <p>・ご指摘の通りだと思います。本件は、2人以上から見積書を徴することができない場合とする財務規則138条ではなく、性格上、地方自治法施行令167条の2第7号「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することが出来る見込みがあるとき」により随意契約としたとするのが正しい説明と考えます。内部決裁的にしっかりした区別が行われていないのが実態です。「著しく有利な価格」と判断する理由も含め、運用面をしっかりと整理して対応する。</p>
<p>委員による意見の具申又は勧告の内容</p>	
<p>本日出された改善に対する意見については、町として検討し、必要に応じ、委員会に対し報告をすること。ただし、正式な意見の具申又は勧告とはしない。</p>	
<p>(3)</p> <p>・本委員会でも、次回以降、検証を進める。</p> <p>(4)</p> <p>・特になし</p> <p>(5)</p> <p>・特になし</p>	<p>・入札制度の適正化の向け、まずは昨年度検討し、今年4月に完全移行した新たな入札制度の検証を行うにあたって、本委員会でもご意見を頂きたい。</p>

抽出案件の入札・契約情報

種別	入札方法	番号	名称	工事種別	指名業者数	有効入札業者数	辞退業者数	契約年月日	契約の相手方	契約金額	落札率
工事	指名競争入札	166	川合東36号線他舗装補修工事	その他工事(舗装)	4	4	0	H24.10.04	(株)Mz原田	5,218,500	94.49%
工事	指名競争入札	174	9丁目団地公営住宅外構工事	土木工事	5	2	3	H24.10.15	(株)十勝工建	4,179,000	99.25%
工事	指名競争入札	192	池田町総合体育館非常用発電機更新工事(電気設備工事)	電気工事	8	8	0	H24.11.12	川岸電設(株)	41,790,000	94.20%
工事	随意契約	250	池田町下水道管理センター1号脱水機・カバー修繕	その他工事	1	1	0	H25.02.04	アタカ大機(株) 札幌支店	1,617,000	100.00%